

実質的支配者リスト

令和7年3月21日からオンライン申出も可能に（オンライン申出をするには、オンラインによる登記申請と同時に申出をする必要があります。）

無料

■ 株式会社（特例有限会社）のお客様へ
実質的支配者リストの取得をお願いします。

令和4年1月31日から実質的支配者リスト制度が始まりました。
リストは、各会社の本店を管轄する法務局（商業登記所）に申し出ることにより
無料で取得できます。

■ 金融機関での取扱い

金融機関等では、取引を行う株式会社（特例有限会社を含む。）のお客様に対して、次の1の書類のいずれかにより商号及び本店を、また、2の書類のいずれかにより事業の内容を確認しています。

1 本人確認書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 官公庁から発行・発給された書類

2 事業内容の確認書類

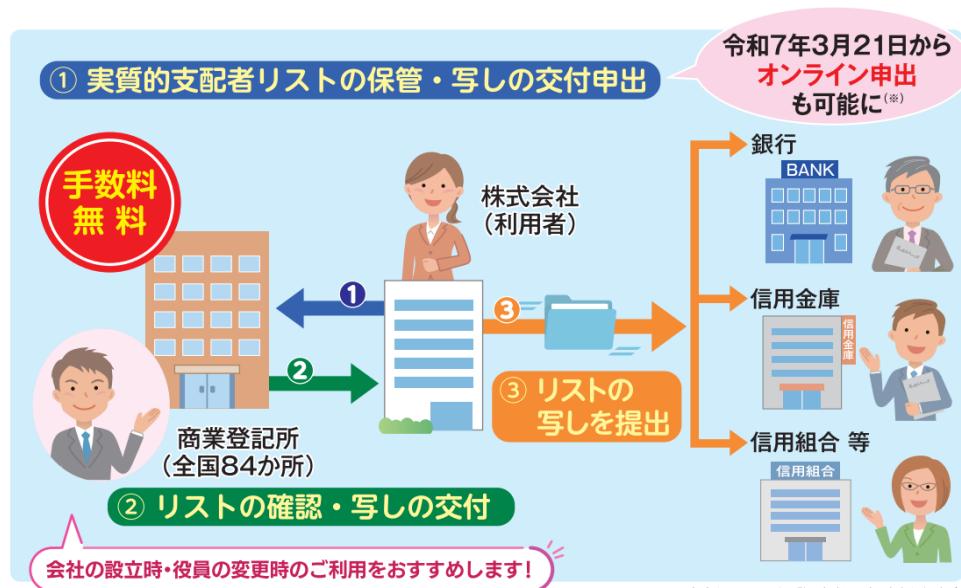
- (1) 定款
- (2) 法令の規定により作成が必要な書類で事業内容の記載のあるもの
- (3) 上記1(1)又は(3)

また、取引を行う目的、実質的支配者（直接又は間接に議決権25パーセント超を保有するなど株式会社（特例有限会社を含む。）のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方）の氏名、住所及び生年月日も確認を行っています。

■ 実質的支配者リスト制度の概要

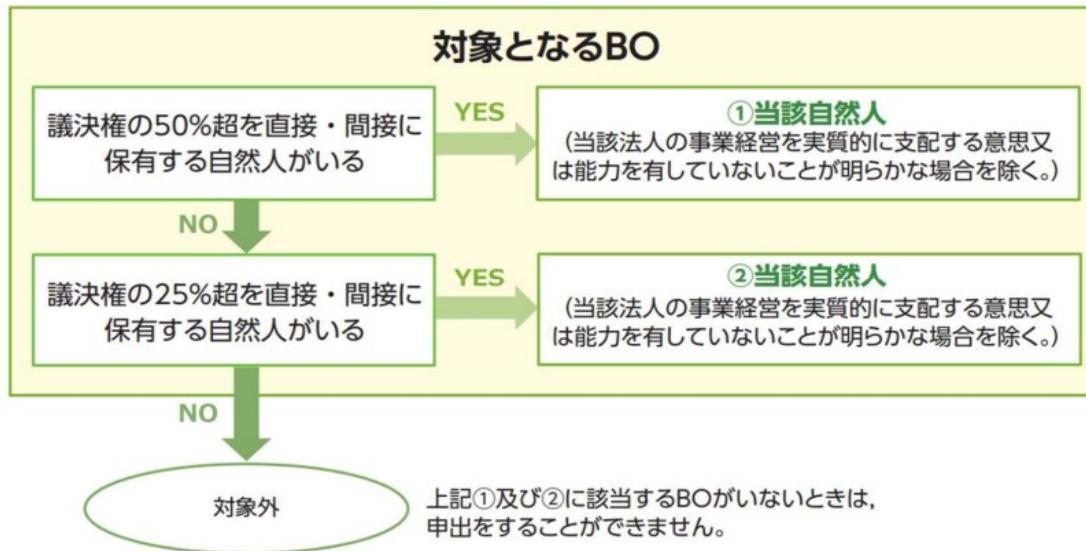
法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用防止から、国内外の要望・要請の取組として、令和4年1月31日から法務局（商業登記所）が、株式会社（特例有限会社を含む。）からの申出により、その実質的支配者（Beneficial Owner。以下「BO」といいます。）に関する情報を記載した書面（以下「BOリスト」といいます。）を保管し、その写しを交付する手続を行っています。

BOリストの写しは、金融機関との取引時のBOの確認にご利用いただけます。

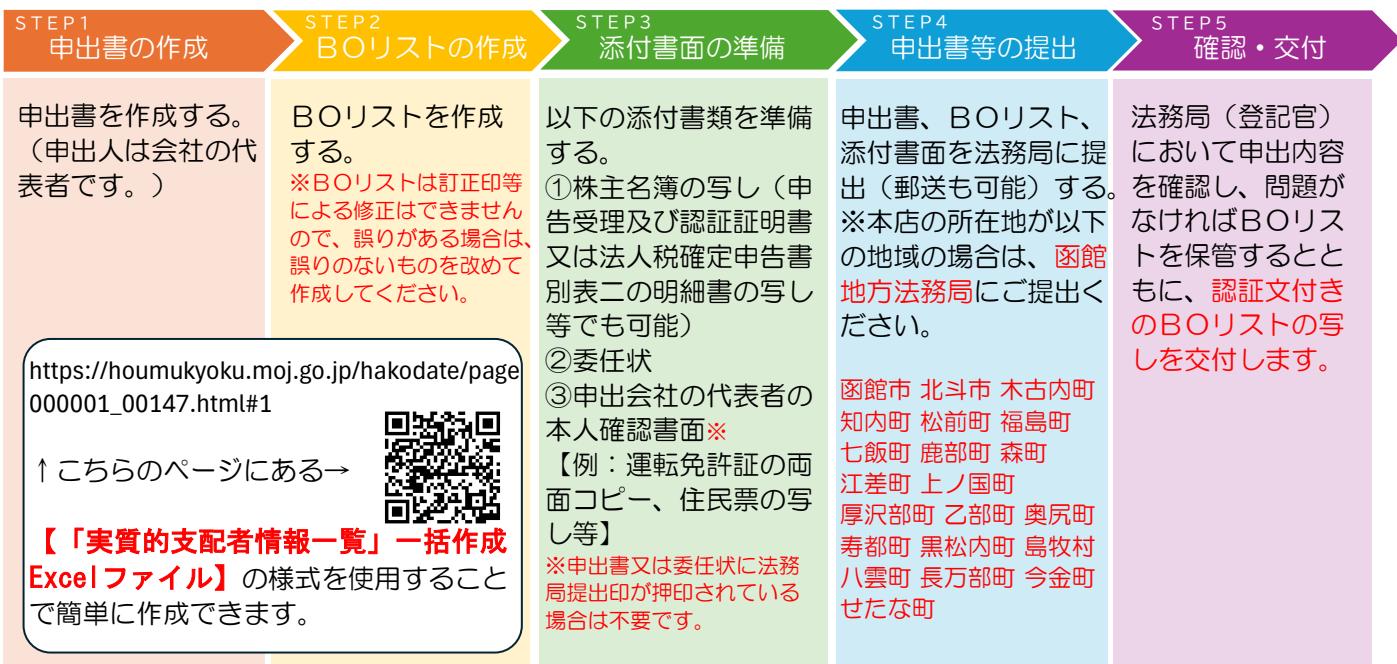


取得方法は裏面をご覗ください

■ 実質的支配者（BO）リスト制度の対象



■ BOリストの取得方法



■ BOリストのその他のご利用方法

- 株式会社設立登記と併せて、金融機関で新たに法人口座を開設される場面でご利用いただける場合があります。
- 金融機関が継続的なBO情報を把握する場面として次のような場合があります。
 - 代表取締役等の役員の方がBOである株式会社において、役員が金融機関の求めに応じてご利用いただける場合
 - 役員の方がBOでない株式会社において、BOが変更した場合に、金融機関の求めに応じてご利用いただける場合

上記①や②のように、BOである役員やBOそのものに変更があった場合に、BOリストの「最新の申出」がされなければ、BOリストの情報が古い、あるいは不正確のままとなり、BOリストの価値がなくなってしまいます。

したがって、上記①の場合は役員変更登記と併せて、上記②の場合は単独で、再交付のための「最新の申出」をしていただく必要があります。

なお、BOリストの保管及び写しの交付の申出は、無料で何度でも行うことができます。